

「“完全制覇” 2級 F P 技能検定 精選 **学科** 問題集（2024年版）」

2024年度 改正補足資料

当改正資料は、標記問題集において法令や制度の改正により発刊時より変更が生じた箇所について、2024年4月時点における標記問題集の改正箇所等を一覧でまとめたものです。

ご確認のうえご活用ください。

F P K 研修センター株式会社

【問題編】

頁	問題番号等	改正内容
30	問題39 3	(2行目) …基本月額との合計額が 48万円 (2023年度価額) … → <u>50万円</u> (2024年度価額) … ※ 以下、2024年度の支給停止基準額は50万円に読み替える。
31	問題40 1 2 3	(選択肢1～3 共通) …月額 5,140円 (2023年度価額) → <u>月額5,310円</u> (2024年度価額)
102	問題38 3	E T F には つみたてNISA の対象と… → E T F には <u>つみたて投資枠</u> の対象と…
119	○× 解答	(3行目) …1,000万円以下の年に限り、 2023年以前 に建築確認を… → …1,000万円以下の年に限り、 <u>2024年以前</u> に建築確認を…
142	問題49 2	…参加者1人当たりの支出額が 5,000円以下 … → …参加者1人当たりの支出額が <u>10,000円以下</u> …

【解答・解説編】

頁	問題番号	改正内容
228	P	教育一般貸付の概要 ・融資対象学校：＜下線部を文頭に加筆＞ <u>修業年限が3ヵ月以上で、中学校卒業以上の者を対象とする高校以上の学校、専修学校、各種学校、予備校（認可を受けたもの）、職業能力開発校等</u>
231	P	フラット35（買取型）の主な融資内容 金利・手数料：融資率90％超は…… プラス0.26% の割増金利適用 → ・融資率90％超は…… <u>プラス0.14%（2024年6月現在）</u> の割増金利適用
235	問題22 問題23	(2行目) (2023年度は18.2/1000) → (<u>2024年度は16.0/1000</u>) (ウ) (2023年度は18.2/1000) → (<u>2024年度は16.0/1000</u>) ※ 以下、2024年度の介護保険料率は、16.0/1000に読み替える。

頁	問題番号	改正内容
237	問題25 2	(5～6行目) …、 2023年度は87万円 （後期高齢者支援金 22万円 … → <u>2024年度は89万円</u> （後期高齢者支援金 <u>24万円</u> …
239	問題30 1	(2行目後半) <下線部分加筆> …雇用形態にかかわらず、 <u>在宅勤務者を含むすべての労働者</u>
240	問題31 1	(1行目後半～) 2023年度 は1000分の2.5～1000分の88… → <u>2024年度は</u>
245	問題39	(3行目) …が 48万円 （ 2023年度価額 ）を超える… → …が <u>50万円</u> （ <u>2024年度価額</u> ）を超える…
	問題40 1	…月額 5,140円 （ 2023年度価額 ） → <u>5,310円</u> （ <u>2024年度価額</u> ）
	2	…月額 5,140円 、1級の…月額 6,425円 → …月額 <u>5,310円</u> 、1級の…月額 <u>6,638円</u>
	3	5,140円 → <u>5,310円</u>
247	問題43 1	合計額が 48万円 （ 2023年度価額 ）を超えた場合……。
	2	合計額が 48万円 以下であれば → 合計額が <u>50万円</u> （ <u>2024年度価額</u> ）を超えた場合……。 → 合計額が <u>50万円</u> 以下であれば
255	問題58 4	…老齢年金と 死亡一時金 の2つがある。 → …老齢年金と <u>遺族一時金</u> の2つがある。
281	P	個人年金保険の基本的な課税関係 年金受給権の評価額に対して 贈与税 → 年金受給権の評価額に対して <u>相続税・贈与税</u>
306	問題38	金融庁によれば つみたてNISA の… … 2023年8月 現在 → 金融庁によれば <u>つみたて投資枠</u> の… … <u>2024年6月</u> 現在
338	問題36 3	(2行目) …。なお、 2023年 12月31日以前に… → …。なお、 <u>2024年</u> 12月31日以前に…
347	問題49 2	(2行目) …金額が1人当たり 5,000円 以下… → …金額が1人当たり <u>10,000円</u> 以下…
401	問題27	《参考：父母・祖父母等から子・孫等への一括贈与の特例》 贈与期限等 「2023年12月まで」を下記に延長 ・住宅資金 <u>2026年12月まで</u>
402	問題29	(2行目) <下線部加筆> ……特定贈与者からの贈与財産は、 <u>過去の基礎控除部分を除き</u> 贈与時の価額（相続税評価額）ですべて相続財産に加算する。
417	問題57	《非上場株式についての贈与税の納税猶予及び免除の特例》 (9行目) …特例措置は、 2024年 3月31日までに → …特例措置は、 <u>2026年</u> 3月31日までに…